長久手市こどもの権利条例

【解説書】



Copyright © 2026 Nagakute City. All Rights Reserved.

令和８年11月

長久手市

◆条例制定に向けた取組の背景

平成元年、国連総会において、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、日本は、平成６年にこの条約を批准しました。また、こどもの権利を尊重し、健やかな成長を支えることを目的とした「こども基本法」が令和５年４月に施行され、さらに同年 12 月には「こどもまんなか社会」の実現に向け「こども大綱」が策定されました。

本市でも条例制定に向け、令和６年度から、こどもの権利の「普及啓発」「意見聴取」を目的とした取組や、こども会議委員を中心に「長久手市こどもの権利条例」の制定に向けた話合いを進めてきました。

この条例では、こどもの権利に関する理念を明確化し、大人やこどもに対する、こどもの権利の普及啓発や、こどもや関係機関等の意見を聞く取組を進めることで、こども一人ひとりの権利が尊重され、こどもが健やかに成長できるまちを目指します。

（平成元年、国連総会で採択された）
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方

子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなくて、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているという点が、子どもの権利条約の特徴です。

出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

◆条例制定に向けた主な取組

○意見聴取

★こども Web アンケート　子ども

市内の公立小学校５年生全児童、市内の中学校２年生全生徒を対象に、普段の生活や気持ちに関するアンケートを実施しました。

★こどもや大人へのヒアリング　子ども　大人

児童養護施設のこどもや日本語が上手に話せない外国籍のこども、その関係者や児童館スタッフ等に、こどもの権利について、ヒアリングしました。

★「こどもの権利」モヤっとさがし　子ども　大人

「こどもの権利」に関する「モヤっと」することを大人やこどもに、フセンに書いてもらいました。

★こどもインタビューin 児童館　子ども

市内の全小学区の児童館等に出向いて、こどもたちに「こどもの権利」に関するインタビューを実施しました。

○検討・話し合い

★こども会議　子ども

市内在住の、小学６年生から高校生までの２７人（令和８年３月末時点）で、グループワーク等を通して、条例に盛り込みたい内容について話し合いました。

※詳しくは P30～に記載しています。

★条例アドバイザー　専門家

条例の作成にあたっては、学識経験者の方から専門的なアドバイスを受けながら条例づくりを進めました。

★子ども・子育て会議　大人

学識経験を有する者、子どもの保護者、福祉・保健・医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者、公募による市民等で構成する会議で、条例の内容について検討しました。

★庁内検討会議　行政

福祉、教育、地域共生など、多様な分野の担当が集まり、条例に盛り込むべき内容について、横断的に検討しました。

◆こどもの表記について

こども家庭庁では平仮名の「こども」の使用を推奨しており、この条例においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

なお、一部、法律名や固有名詞等において「子供」「子ども」「児童」「生徒」などの表記を使用する場合があります。

◆こどもの権利を守るために大人が取り組むこと

大人は、「子どもの最善の利益の保障」と「子どもの目線」を常に意識し、今までの大人中心の考え方そのものを変えることが大切です。また、子どもに関わるすべての人々がそれぞれの役割を認識し、それを果たすとともに、お互いの立場を尊重し、責任を押し付け合うことなく、社会全体で協力することが大切です。

【保護者の役割】 ・こどもの養育について責任を持ちます。 ・こどもの考えや気持ちを受け止めます。 ・一人ひとりの個性を認め、その個性が伸びていくように見守ります。 ・こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦できるよう支援します。	【学校等施設関係者の役割】 ・こどもが安心して相談できる雰囲気をつくります。 ・こどもの自分らしさを大切にします。 ・こどもが自分で考え、学び、行動できるよう支援します。 ・困難を抱えるこどもに早く気付いてあげます。
【市民の役割】 ・こどもに思いやりを持って温かく見守ります。 ・こどもが安全に安心して過ごせる地域づくりを進めます。 ・様々な世代の人やこども同士の交流を大切にします。 ・働く人が安心して子育てできる環境づくりを進めます。	【市の責務】 ・こどもの視点を大切にし、こどもの権利を守るための取組を進めます。 ・保護者、学校等施設関係者、市民が各役割を果たせるよう、支援します。 ・社会的養護のもとで暮らすこどもなど、一人ひとりの置かれている状況に配慮し、支援します。

◆条例の構成

〇この条例は、前文[1]及び本則[2]で構成しています。

〇前文は、「この条例の基本的な考え方、本市が目指すまちの姿」を示しています。

〇第１章（第１条・第２条）総則では、条例の目的や用語の意義、基本理念について定めています。

〇第２章（第３条－第８条）では、「こどもの大切な権利」について定めています。

〇第３章（第９条－第１３条）では、第２章で定めた「こどもの権利」を踏まえ、「こどもの権利を保障するための役割」について定めています。

〇第４章（第１４条－第２０条）では、第２章と第３章を踏まえ、「こどもの権利」を守るために行うことについて定めています。

〇第５章（第２１条－第２３条）では、施策の推進について定めています。

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 こどもの大切な権利(第3条ー第8条)

第3章 こどもの権利を保障するための役割(第9条ー第13条)

第4章 基本的な施策(第14条ー第20条)

第5章 施策の推進(第21条ー第23条)

---

[1]「前文」･･･本則の前に置かれ、その条例の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章

[2]「本則」･･･条例の本体の規定

長久手市こどもの権利条例

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　こどもの大切な権利（第３条―第８条）
第３章　こどもの権利を保障するための役割（第９条―第１３条）
第４章　基本的な施策（第１４条―第２０条）
第５章　施策の推進（第２１条―第２３条）
附則

こどもは、生まれたときから等しく一人の人間として、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれが様々な個性や能力を持ち、誰もが夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれています。そして、自分の権利が尊重される経験を通して、他の人の権利も大切にすることを学びます。そうした多様な経験の積み重ねが豊かな人間性を育み、命を大切にするおとなへと成長することができます。

長久手市は、こどもが社会の一員であることを理解し、市民とともに、こどもの声に耳を傾け、全てのこどもが自立した個人として将来にわたり心豊かで健やかに育つまちを目指します。また、自ら声を上げることができずにいるこどもや、置かれている環境、人間関係等で生きづらさを抱えるこどもに寄り添い、こどもにやさしいまちとなるように、この条例を定めます。そして、次のこどもの思いが実現できるまちづくりに努めます。

「私たちが幸せに生きるために大切だと思うことは、こどもとおとながお互いに尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。そして、一人ひとりがやりたいことを、みんなで応援できるまちにしていきたいです。」

第１章　総則

（目的及び基本理念）

第１条　この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和４年法律第７７号）の理念に基づき、こどもの大切な権利を明らかにするとともに、市全体でその権利を保障し、こどもの健やかな成長を図ることを目的とします。

２　この条例の目的を実現するために、次に掲げることを基本理念とします。

⑴　こどもに関することを決めるときは、こどもにとって最善の利益を優先して考えること。

⑵　こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されること。

⑶　こどもとおとなは、お互いに尊重しあうこと。

⑷　こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を抱くことができる環境づくりに努めること。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

⑴　こども　１８歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることが適当である人をいいます。

⑵　学校等施設関係者　学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園その他のこどもが育ち、学ぶために利用する施設で市内にあるもの（以下「学校等施設」といいます。）を運営し、又は学校等施設において事業若しくは活動を行う人をいいます。

⑶　市民　市内に住む人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業若しくは活動を行う人をいいます。

第２章　こどもの大切な権利

（安全と安心が守られる権利）

第３条　こどもは、安全と安心が守られるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　命が守られること。

⑵　清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住があること。

⑶　育ててくれる人がいて、安全な場所があり、安心して過ごすことができること。

⑷　適切な医療や教育が受けられること。

⑸　プライバシーが守られること。

⑹　差別を受けないこと。

⑺　個性や環境に応じた支援が受けられること。

⑻　いじめ、犯罪、虐待、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守られること。

（自分らしく生きる権利）

第４条　こどもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。

⑵　自分の考えや気持ちを表すこと。

⑶　自分に関することの決定に、自分が関わることができ、その際に適切な情報が得られ、助言及び支援が受けられること。

（豊かに育つ権利）

第５条　こどもは、様々な経験をして豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。

⑴　遊んだり、学んだりすること。

⑵　多様な人たちとふれあうこと。

⑶　文化、芸術、スポーツ及び自然にふれること。

⑷　夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦すること。

（心と体を休める権利）

第６条　こどもは、心身ともに健やかでいるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　心と体を休めること。

⑵　自由な時間があること。

（参加する権利）

第７条　こどもは、自ら社会活動に参加するために、次に掲げることが保障されます。

⑴　仲間をつくり、集うこと。

⑵　社会参加への適切な情報が得られ、支援が受けられること。

（意見を表明する権利）

第８条　こどもは、意見を表明するために、次に掲げることが保障されます。

⑴　自分の意見を表明できる機会があること。

⑵　おとなの意見と同じように、こどもの意見が尊重されること。

第３章　こどもの権利を保障するための役割

（こどもの役割）

第９条　こどもは、自分の権利を正しく理解するとともに、他の人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等、他の人の権利も尊重するように努めるものとします。

２　こどもは、その発達に応じた責任ある行動をするように努めるものとします。

（保護者の役割）

第１０条　保護者は、そのこどもの養育について責任を持ち、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもの考えや気持ちを受け止め、一人ひとりの発達に応じて養育すること。

⑵　一人ひとりの個性を認め、それを伸ばしていくことができるように見守ること。

⑶　こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦できるように、こどもを支えること。

（学校等施設関係者の役割）

第１１条　学校等施設関係者は、その運営又は事業若しくは活動に当たっては、こどもが健やかに成長できるように、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもが相談しやすい雰囲気づくりを行うこと。

⑵　こどもが自分らしく豊かに育つ環境づくりを行うこと。

⑶　こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるように、一人ひとりの発達に応じて必要な支援を行うこと。

⑷　困難を抱えるこどもの早期発見及び解決に向けた必要な支援を行うこと。

⑸　こどもの権利を理解するための研修に参加し、又は従事者にその研修の機会を与えること。

⑹　市と連携し、こどもが安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進すること。

（市民の役割）

第１２条　市民は、こどもを社会の一員として認め、こどもが安全に安心して健やかに過ごすことができるように、それぞれの立場で、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもを思いやり、温かく見守ること。

⑵　地域の安全な環境づくりを推進すること。

⑶　多様な世代やこども同士の交流の機会をつくること。

⑷　雇用する労働者が安心して子育てができる職場環境づくりを推進すること。

（市の責務）

第１３条　市は、こどもの権利が保障されるように、こどもの視点を尊重した上で、次に掲げることに留意し、こどもに関する施策を実施します。

⑴　保護者、学校等施設関係者及び市民がそれぞれの役割を果たすことができるように、必要な支援を行うこと。

⑵　社会的養護その他の様々な状況のもとにあるこどもに配慮すること。

第４章　基本的な施策

（理解促進）

第１４条　市は、こどもの権利の理解促進を図るために、次に掲げることについて必要な支援を行います。

⑴　こどもが、学校等施設において、こどもの権利について学ぶこと。

⑵　市民が、行事等において、こどもの権利について学ぶこと。

⑶　市民が、こどもの権利について理解を深めるための活動を行うこと。

（こどもに関わる人への支援）

第１５条　市は、困難を抱える子育て家庭に対して、必要に応じて継続した支援を行います。

２　市は、学校等施設関係者がこどもの健やかな育ちに取り組む上で必要な知識を習得できる機会を設けるとともに、これらの者がこどもと向き合う上で生じる悩みごとや困りごとの相談への対応及び助言を行います。

（有害又は危険な環境からの保護）

第１６条　市は、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、こどもが環境汚染、過激な暴力、性的な情報、犯罪その他の身体的又は精神的に有害又は危険な環境に接することがないように努めます。

（相談体制の整備）

第１７条　市は、こどもやこどもに関わる人が、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備します。

（権利侵害からの救済）

第１８条　市は、権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するために、関係機関と連携し、必要な支援を行います。

（居場所づくり）

第１９条　市は、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる、一人ひとりの発達に応じた適切な居場所づくりを進めます。

（意見表明）

第２０条　市、学校等施設関係者及び市民は、それぞれの立場で、こどもが利用する施設、こどもが参加する行事等において、こどもが意見を表明できる機会を設けるものとします。

第５章　施策の推進

（関係機関等との連携）

第２１条　市は、こどもに関する施策を推進するために、必要に応じて国、県、関係機関等と連携及び調整を行います。

（こどもに関する計画の策定）

第２２条　市は、こどもの意見を聞き、こどもに関する施策の総合的な推進を図るための計画を定めます。

（普及啓発）

第２３条　市は、こどもの権利及びこどもの権利に関する施策について、こどもに分かりやすく伝え、保護者、学校等施設関係者及び市民の理解を深めるために、定期的に広報及び啓発を行います。

２　市は、前項の規定による普及啓発活動に、こどもが参加できるように努めます。

附　則

この条例は、令和８年１１月２０日から施行する。

前文

（前文）

こどもは、生まれたときから等しく一人の人間として、自分らしく幸せに生きる権利を持っています。また、それぞれが様々な個性や能力を持ち、誰もが夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれています。そして、自分の権利が尊重される経験を通して、他の人の権利も大切にすることを学びます。そうした多様な経験の積み重ねが豊かな人間性を育み、命を大切にするおとなへと成長することができます。

長久手市は、こどもが社会の一員であることを理解し、市民とともに、こどもの声に耳を傾け、全てのこどもが自立した個人として将来にわたり心豊かで健やかに育つまちを目指します。また、自ら声を上げることができずにいるこどもや、置かれている環境、人間関係等で生きづらさを抱えるこどもに寄り添い、こどもにやさしいまちとなるように、この条例を定めます。そして、次のこどもの思いが実現できるまちづくりに努めます。

「私たちが幸せに生きるために大切だと思うことは、こどもとおとながお互いに尊重しあうことです。それにより、こども同士もお互いを尊重し、より良い関係をつくることができます。そして、一人ひとりがやりたいことを、みんなで応援できるまちにしていきたいです。」

【解説】

前文は、この条例の基本的な考え方、本市が目指すまちの姿を示したものです。

この前文には、こどもは一人の人間として権利を持つ存在であり、それぞれの個性や能力を尊重しながら、夢や希望を持って健やかに成長できるよう、こどもの権利を保障していくことが示されています。また、こどもの権利の保障を進めることで、こどもが自立した個人として将来にわたり、心豊かで健やかに育つまちを目指すことを示しています。

なお、前文の最後に掲げている文章は「こども会議」の委員が中心となって考えたものです。お互いを尊重し合いながら、それぞれの夢や希望をみんなで応援できるまちにしたいという、こどもたちの思いを示しています。

第１章　総則

（目的及び基本理念）

第１条　この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和４年法律第７７号）の理念に基づき、こどもの大切な権利を明らかにするとともに、市全体でその権利を保障し、こどもの健やかな成長を図ることを目的とします。

２　この条例の目的を実現するために、次に掲げることを基本理念とします。

⑴　こどもに関することを決めるときは、こどもにとって最善の利益を優先して考えること。

⑵　こども自身が自分の意見を自由に表明することができ、その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重されること。

⑶　こどもとおとなは、お互いに尊重しあうこと。

⑷　こどもが失敗を恐れず挑戦し、夢や希望を抱くことができる環境づくりに努めること。

【解説】

・この条例の目的は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念に基づき、本市のこどもを取り巻く環境に対応し、こどもの権利の保障及び健やかな成長を図ることです。

●児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方

子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなくて、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。

出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

・第２項⑴は、児童の権利に関する条約の基本原則「子どもの最善の利益」に該当します。

・第２項⑴の「こどもに関することを決めるとき」とは、例えば、市のこどもに関する取組、学校での学習や活動に関すること、家庭でのこどもの生活や将来に関すること等、こどもに影響を及ぼす様々なことを含みます。

・第２項⑴の「こどもにとって最善の利益」とは、大人が「こうした方がこどものためである」と決めつけるのではなく、こどもの思いや意見を尊重しながら、こどもにとって最も良いことは何かを考えることです。

・第２項⑵は、児童の権利に関する条約の基本原則「子どもの意見の尊重」に該当します。こどもの声を聞くこと、フィードバックすることが大切です。

・第２項⑵の「その意見が一人ひとりの発達に応じて尊重される」とは、こどもの希望や要求を全て受け入れることではなく、そのこどもの発達状況や、置かれている状況、周囲への影響なども踏まえながら、意見を尊重することです。
・第２項⑷の「こどもが失敗を恐れず挑戦し」とは、こどもにとって、失敗が許されることが大切であり、こどもが安心して挑戦できることをいいます。
・第２項⑷の「夢や希望を抱くことができる環境づくり」とは、こどもの「やってみたい」という気持ちを大切にし、こどもが自分の可能性を信じることをいいます。また、「環境づくり」には、周りの人が応援したり、見守ることを含みます。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
⑴　こども　１８歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることが適当である人をいいます。
⑵　学校等施設関係者　学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園その他のこどもが育ち、学ぶために利用する施設で市内にあるもの（以下「学校等施設」といいます。）を運営し、又は学校等施設において事業若しくは活動を行う人をいいます。
⑶　市民　市内に住む人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業若しくは活動を行う人をいいます。

【解説】
・⑴の「こども」とは、児童の権利に関する条約、児童福祉法及び子ども・子育て支援法における、児童又はこどもの定義を参考として、原則として 18 歳未満としています。
ただし、こどもの成長は個人によって大きくことなります。そのため、年齢で一律に区切らず、心身の発達の過程にある者等、引き続き権利を認めることが適当であると考えられる場合は、18 歳以上であっても対象とします。
・⑵の「学校等施設関係者」とは、市内の学校教育施設、児童福祉施設、社会教育施設、保健医療施設、公園、平成こども塾、文化の家、地域共生ステーション、リニモテラス公益施設など、こどもが育ち、学ぶために利用する施設を運営する人や、その施設で事業活動を行う人をいいます。
・⑶の「市民」とは、長久手市に住んでいる人や、長久手市で働く人、長久手市の学校に通う人、長久手市でボランティアをする人、長久手市で様々な活動をする人も、この条例の「市民」としています。

第２章　こどもの大切な権利

（安全と安心が守られる権利）

第３条　こどもは、安全と安心が守られるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　命が守られること。

⑵　清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住があること。

⑶　育ててくれる人がいて、安全な場所があり、安心して過ごすことができること。

⑷　適切な医療や教育が受けられること。

⑸　プライバシーが守られること。

⑹　差別を受けないこと。

⑺　個性や環境に応じた支援が受けられること。

⑻　いじめ、犯罪、虐待、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守られること。

【解説】

・⑴は、児童の権利に関する条約の基本原則「生命、生存及び発達に対する権利」に該当します。

・⑵の「清潔で健康に過ごすことができる適切な衣食住」とは、季節や成長に応じた衣類、栄養のある食事、安全で衛生的な住まいなど、基本的な生活環境が確保されていることをいいます。

・⑶の「育ててくれる人」とは、親に限らず、こどもを養育する人をいいます。

・⑶の「安全な場所があり、安心して過ごすことができる」とは、こどもにとって安全で安心でき、ありのままの自分でいられる場所が確保されていること。また、様々な理由で安全で安心できる場所がなくなってしまうときは、こどもにとって最も良いことを大人が考えて代わりの場所がつくられることをいいます。

・⑷の「適切な医療や教育が受けられる」とは、こどもの年齢や発達、心身の状況に応じて、医療や教育を受けられる環境が確保されていることをいいます。

・⑸の「プライバシーが守られる」とは、自宅でも、自分が知られたくないことは、正当な理由が無い限り、知られないことをいいます。

・⑹は、児童の権利に関する条約の基本原則「差別の禁止」に該当します。

・⑹の「差別を受けない」とは、国籍、民族、性別、言語、宗教、価値観、障がい、病気、経済、育つ環境等による差別や不利益を受けないことをいいます。

・⑺の「個性や環境に応じた支援」とは、こどもの自分らしさを尊重し、障がいや家庭環境、経済状況などに応じた支援をいいます。

・⑻の「その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守られる」とは、インターネットやSNS の利用に伴う誹謗中傷、いじめ、犯罪被害、有害情報への接触などを含めた、こどもの健全な成長を妨げることから守られることをいいます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「安心安全でいられる」「帰るところがある」「育ててくれる人がいる」「健康でいられる」「家の中で安心して寝ることができる」「自分の部屋がある」「いじめをなくしてほしい」「悪いことから守られる」

（自分らしく生きる権利）

第４条　こどもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。

⑵　自分の考えや気持ちを表すこと。

⑶　自分に関することの決定に、自分が関わることができ、その際に適切な情報が得られ、助言及び支援が受けられること。

【解説】

・「自分らしく生きる」とは、おとなの考え方や社会常識に当てはめたり、理不尽なことを押しつけられたりするのではなく、個人として尊重され、生きていくことをいいます。

・⑶の「自分に関することの決定に、自分が関わることができる」とは、こども自身の生活や成長、将来に関わることなどについて、その決定の過程に関わることをいいます。

・⑶の「その際に適切な情報が得られる」とは、こども自身が自分のことを考えるときに、年齢や発達の状況に応じて、必要な情報を得られることをいいます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「好きなものを否定されない」「自分の個性を表現できる」「自分の考えを持つことができる」「大人がこどもに意見を押しつけないこと」

（豊かに育つ権利）

第５条　こどもは、様々な経験をして豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。

⑴　遊んだり、学んだりすること。

⑵　多様な人たちとふれあうこと。

⑶　文化、芸術、スポーツ及び自然にふれること。

⑷　夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦すること。

【解説】

・「豊かに育つ」とは、遊びや学び、多様な人とのふれあい等の経験を通して、心身を育み、個性を伸ばしながら、健やかに成長することをいいます。

・⑵の「多様な人たち」とは、家族や友人だけでなく、学校等施設関係者、地域活動やボランティア活動で関わる人、多様な職業の人等、様々な年代や立場、価値観を持つ人たちをいいます。

・⑶の「文化、芸術、スポーツ及び自然にふれる」とは、文化、芸術、スポーツ、豊かな自然にふれることで、たくさんの刺激を受ける経験をいいます。

・⑷の「夢を持ち、挑戦すること。また、失敗しても再び挑戦する」とは、自分の将来に向かって、夢を描き、新しいことにチャレンジすることをいいます。また、もし、失敗しても、周りの大人から応援してもらい、やり直せることをいいます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「学ぶことができる」「自分のやりたいスポーツができる」「公園で遊ぶことができる」「みんなと楽しく遊ぶことができる」「やりたいことに挑戦できる」「夢を持つことができる」「失敗しても再び挑戦することを応援してほしい」

（心と体を休める権利）

第６条　こどもは、心身ともに健やかでいるために、次に掲げることが保障されます。

⑴　心と体を休めること。

⑵　自由な時間があること。

【解説】

・⑴の「心と体を休める」とは、十分な睡眠や休息をとるだけでなく、心身をリフレッシュできる時間や場所などの環境が確保されることをいいます。

・⑵の「自由な時間がある」とは、自分の意思で時間の使い方を選ぶ機会が保障されることで、例えば、自分の趣味など、好きなことをしたり、一人で過ごしたり、友達と遊んだりする時間が確保されることをいいます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「一人の時間をもつことができる」「自分のために使える時間がある」

「習い事が忙しすぎて友達と遊ぶ時間が無いのは良くない」

（参加する権利）

第７条　こどもは、自ら社会活動に参加するために、次に掲げることが保障されます。

⑴　仲間をつくり、集うこと。

⑵　社会参加への適切な情報が得られ、支援が受けられること。

【解説】

・「社会活動」とは、例えば、地域の行事、ボランティア活動、文化・スポーツ活動、市が実施する行事等、地域や社会の中で、他者と関わりながら参加する様々な活動をいいます。

・⑴の「仲間をつくり、集うこと」とは、自分の意思で友人や同じ興味や関心を持つ人とつながり、集団で活動することをいいます。

・⑵の「社会参加への適切な情報」とは、年齢や発達に応じて、地域や社会の活動に参加するための必要な情報を得られることをいいます。

・⑵の「支援が受けられる」とは、こどもが参加したいと思った際に参加方法について教えてもらえたり、安心して参加できるよう手助けをしてもらえる等、参加するための支援が受けられることをいいます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「地域のボランティア活動をする」「好きなことや趣味をみんなと共有できる」

「ルール等を決めるのは大人だけではなく、こどもも一緒に考える」

（意見を表明する権利）

第８条　こどもは、意見を表明するために、次に掲げることが保障されます。

⑴　自分の意見を表明できる機会があること。

⑵　おとなの意見と同じように、こどもの意見が尊重されること。

【解説】

・⑴の「自分の意見を表明できる機会」とは、自分の考えや気持ちを表現できる機会をいいます。例えば、学校や地域での活動、市が実施するアンケートやイベント（ワークショップや意見交換会など）などをいいます。

・⑵の「おとなの意見と同じように、こどもの意見が尊重される」とは、こどもであることを理由に意見を軽視したり、一方的に否定したりすることなく、一人の人として意見を受けとめることをいいます。なお、「こどもの意見が尊重される」とは、こどもの希望や要求を全て受け入れることではなく、そのこどもの発達状況や、置かれている状況、周囲への影響なども踏まえながら、考えや思いを聴くことです。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「自分の考えを考えたままにせず、その考えを発言できる」

「感じている思いや考えを発言できる」

「こどもの意見が尊重される」「こどもの話を大人がしっかり聞いてくれる」

「どうせ無理って大人はこどもに言わないこと」

第３章　こどもの権利を保障するための役割

（こどもの役割）

第９条　こどもは、自分の権利を正しく理解するとともに、他の人にも権利があることを認識し、いじめや差別をしない等、他の人の権利も尊重するように努めるものとします。

２　こどもは、その発達に応じた責任ある行動をするように努めるものとします。

【解説】

・第１項の「自分の権利を正しく理解するとともに、他の人にも権利があることを認識し」とは、こどもは、自分の権利を知り、その権利を大切にすることを通して、他者もまた同じ権利を持っていることを知ります。そして、自分の権利が尊重されるのと同じように、他者の権利を尊重する重要性を学ぶ必要があります。

こどもは、自分の権利が尊重される経験を積み重ねながら、周囲の支援や助言を受け、自分だけでなく他の人の考えや気持ちも大切にできるようになります。

・第２項の「発達に応じた責任ある行動」とは、こどもの発達の程度に応じて、自分の発言や行動が、自分や周りの人に与える影響を考えながら行動することをいいます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「自分がされて嫌なことを他人にしてはいけない」「みんなで助け合うこと」

「人の意見を否定しないこと」

（保護者の役割）

第１０条　保護者は、そのこどもの養育について責任を持ち、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもの考えや気持ちを受け止め、一人ひとりの発達に応じて養育すること。

⑵　一人ひとりの個性を認め、それを伸ばしていくことができるように見守ること。

⑶　こどもの夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦できるように、こどもを支えること。

【解説】

・⑴の「こどもの考えや気持ちを受け止め」とは、こどもの声に耳を傾け、その背景にある考えや気持ちを理解しようと努めることをいいます。また、こどもの考えや気持ちが保護者の都合や感情だけで左右されることなく、理由もなく叱られたり、一方的に否定されることはなく、自分の考えや気持ちを安心して伝えられる関係を築いてほしいという、こどもたちの思いが込められています。

・⑵の「一人ひとりの個性を認め、それを伸ばしていけるように見守る」とは、こども一人ひとりが持つ特性、考え方、興味・関心などをかけがえのないものとして受け止め、こどもの成長に応じて、自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を身につけさせることをいいます。

・⑶の「夢や挑戦を応援し、失敗しても再び挑戦できるように、こどもを支える」とは、こどもが、自分の将来に向かって、夢を描き、新しいことにチャレンジし、もし失敗しても、こどもが、安心してやり直しができるよう、応援や支援することをいいます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「親の機嫌によってできることと、できないことがあるのは良くない」

「目標を応援してもらえること」「やりたい習い事をやらせて欲しかった」

「理不尽に怒られないこと」「部活動の送迎をしてもらえた」

（学校等施設関係者の役割）

第１１条　学校等施設関係者は、その運営又は事業若しくは活動に当たっては、こどもが健やかに成長できるように、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもが相談しやすい雰囲気づくりを行うこと。

⑵　こどもが自分らしく豊かに育つ環境づくりを行うこと。

⑶　こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身につけることができるように、一人ひとりの発達に応じて必要な支援を行うこと。

⑷　困難を抱えるこどもの早期発見及び解決に向けた必要な支援を行うこと。

⑸　こどもの権利を理解するための研修に参加し、又は従事者にその研修の機会を与えること。

⑹　市と連携し、こどもが安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進すること。

【解説】

・⑴の「こどもが相談しやすい雰囲気づくり」とは、日頃からこどもとのコミュニケーションを大切にするなど、こどもが困ったことや悩み、不安などを一人で抱え込むことなく、安心して相談できる環境やそのこどもとの信頼関係を築くことをいいます。

・⑵の「こどもが自分らしく豊かに育つ環境づくり」とは、それぞれの個性を尊重しながら、人との関わりや様々な経験を通じて、心身ともに健やかに成長できる環境づくりをいいます。

・⑶では、こどもは一人ひとり得意なこと、苦手なことがあるため、多様なこどもが成長できるよう、工夫して支援することが期待されます。

・⑷では、外見だけでは困難に気づきにくいこどもでも、日頃の見守りによって小さな変化や違和感に気づき、声がけや必要な支援につながることを期待します。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「先生のおかげで、ちゃんと謝ることができた」「分からないことを教えてもらえる」

【大人の声】

～こどもの権利を守るために大切なこと～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「こどものが話すことを職員が初めから否定しないこと」

「こどもが話しやすい雰囲気をつくること」

（市民の役割）

第１２条　市民は、こどもを社会の一員として認め、こどもが安全に安心して健やかに過ごすことができるように、それぞれの立場で、次に掲げることに努めるものとします。

⑴　こどもを思いやり、温かく見守ること。

⑵　地域の安全な環境づくりを推進すること。

⑶　多様な世代やこども同士の交流の機会をつくること。

⑷　雇用する労働者が安心して子育てができる職場環境づくりを推進すること。

【解説】

・この条文では、こどもの健やかな成長は家庭だけで支えるものではなく、地域全体で見守り、支え合うことが大切であるとの考え方に基づき、必要なときには声を掛けたり、手を差し伸べたりするなど、安心して過ごせる地域づくりに努めることを定めています。

（市の責務）

第１３条　市は、こどもの権利が保障されるように、こどもの視点を尊重した上で、次に掲げることに留意し、こどもに関する施策を実施します。

⑴　保護者、学校等施設関係者及び市民がそれぞれの役割を果たすことができるように、必要な支援を行うこと。

⑵　社会的養護その他の様々な状況のもとにあるこどもに配慮すること。

【解説】

・この条文では、市は、こどもの権利が保障されるよう、こどもの視点を尊重しながら、保護者、学校等施設関係者及び市民に必要な支援を行う等、こどもに関する施策を実施することを定めています。

・⑵の「社会的養護その他の様々な状況のもとにあるこども」とは、虐待、貧困、障がい、病気、外国にルーツがある等、社会的養護を必要とするこどもをはじめ、家庭環境、生活状況、心身の状態、人間関係等、様々な事情により、困難や生きづらさを抱えているこどもをいいます。

・⑵の「配慮する」とは、どんな状況にあるこどもであっても、自分の意見を言い、一人の人間として大切にされ、みんなと同じように自分らしく生きる権利が守られるように心をくばることをいいます。

（理解促進）

第１４条　市は、こどもの権利の理解促進を図るために、次に掲げることについて必要な支援を行います。

⑴　こどもが、学校等施設において、こどもの権利について学ぶこと。

⑵　市民が、行事等において、こどもの権利について学ぶこと。

⑶　市民が、こどもの権利について理解を深めるための活動を行うこと。

【解説】

・こどもが自分にも大切な権利があることを理解し、自分の思いや考えを表すことができるよう、大学等の社会的資源も活用しながら、学校等施設や地域などで、こどもの権利を学ぶ機会をつくることを定めています。

・市では、条例の施行日である「11 月 20 日」を「ながくてこどもの日」に位置付け、「こどもの権利」について知ってもらったり、考えてもらう機会を設けます。

（こどもに関わる人への支援）

第１５条　市は、困難を抱える子育て家庭に対して、必要に応じて継続した支援を行います。

２　市は、学校等施設関係者がこどもの健やかな育ちに取り組む上で必要な知識を習得できる機会を設けるとともに、これらの者がこどもと向き合う上で生じる悩みごとや困りごとの相談への対応及び助言を行います。

【解説】

・第１項の「困難を抱える子育て家庭」とは、困窮、虐待、いじめ、体罰、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、医療的ケア、性の多様性等、困難を抱える子育て家庭をいいます。

・市は、学校等施設関係者に、こどもの権利について正しく理解してもらえるよう、研修会等の機会を設けます。

（有害又は危険な環境からの保護）

第１６条　市は、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、こどもが環境汚染、過激な暴力、性的な情報、犯罪その他の身体的又は精神的に有害又は危険な環境に接することがないように努めます。

【解説】

・この条文では、こどもが安全に安心して成長できるよう、保護者、学校等施設関係者及び市民と連携し、こどもの保護に努めることが定められています。

・「身体的又は精神的に有害又は危険な環境」とは、喫煙、飲酒、薬物等有害なもの、売買春、児童ポルノ等の性的搾取や性的虐待、過激な暴力や性等の有害な環境や犯罪、公共空間の危険な環境等をいいます。

また、ＳＮＳによる誹謗中傷、不適切な情報の拡散、犯罪被害など、インターネット上の有害又は危険な環境も含まれます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「こどもが安心して過ごせること」「正直すぎるこどもが社会でだまされないようにする」

「こども全員が正しい情報が得られる」

「こどもが安心して学校へ行けるようにボランティアの人がいる」

【大人の声】

～こどもの権利を守るために大切なこと～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「困った時に頼れる大人や支援機関の存在」

（相談体制の整備）

第１７条　市は、こどもやこどもに関わる人が、こども自身の悩みやこどもの権利侵害について、安心して相談できる体制を整備します。

【解説】

・こどもが安心して健やかに成長できるまちを目指し、様々なこどもの困りごとを相談できる、相談窓口と体制づくりを進めることを定めています。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「相談する時はプライバシーが守られる静かな場所で」

「1 対 1 の 2 人きりで、きちんと話を聞いてほしい」

（権利侵害からの救済）

第１８条　市は、権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するために、関係機関と連携し、必要な支援を行います。

【解説】

・この条文では、権利侵害を受けたと思われる相談があった場合、関係機関と連携しながら、必要な支援を行うことを定めています。

・「権利侵害」とは、こどもの心身に重大な影響を及ぼす行為により、こどもの権利が侵害される状況をいいます。ただし、同じ行為であっても、こどもの年齢や発達の程度、置かれている状況、本人の受け止めなどによって、異なる場合があるため、条例で保障しているこどもの権利を基準とし、個別の事案ごとに判断します。市は、こどもの状況に応じて、相談機関や学校、警察、児童相談所などの関係機関と連携し、必要な支援を行います。

・「関係機関」とは、こどもの状況に応じて、必要な支援を行う機関をいいます。例えば、学校等施設、児童相談所、警察、医療機関、福祉関係機関等をいいます。

【大人の声】

～こどもの権利を守るために大切なこと～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「小さなこどもであっても、考えや思いを持っているので、その情報を誰に、どこまで共有してよいか確認すること」

（居場所づくり）

第１９条　市は、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる、一人ひとりの発達に応じた適切な居場所づくりを進めます。

【解説】

・この条文では、市が、こどもの居場所づくりを進めることを定めています。
・「居場所」とは、家庭や学校だけでなく、地域や学校以外の活動場所、相談機関等、こどもが安心して過ごし、自分らしくいれる場所や人とのつながりを含みます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「楽しい時、落ち着ける時は、家族といる時、友達と遊んでいる時、静かな部屋でくつろいで過ごす時」

（意見表明）

第２０条　市、学校等施設関係者及び市民は、それぞれの立場で、こどもが利用する施設、こどもが参加する行事等において、こどもが意見を表明できる機会を設けるものとします。

【解説】

・この条文では、市、学校等施設関係者及び市民が、こどもが自分の考えや気持ちを安心して表明できる機会を設けるとともに、その意見を尊重することを定めています。なお、「こどもの意見を尊重する」とは、こどもの希望や要求を全て受け入れることではなく、そのこどもの発達状況や、置かれている状況、周囲への影響なども踏まえながら、意見を尊重することです。
・「意見を表明できる機会」とは、会議やアンケートだけでなく、学校、地域活動など様々な場面で、こどもが自分の思いや考えを安心して伝えることができる機会を含みます。

【こどもの声】

～こどもにとって大切な権利とは何か～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「施設で過ごすルールや遊び等をこども達と話し合って決める」

第５章　施策の推進

（関係機関等との連携）

第２１条　市は、こどもに関する施策を推進するために、必要に応じて国、県、関係機関等と連携及び調整を行います。

【解説】

・この条文では、こどもに関する施策を効果的に進めるためには、市だけで取り組むのではなく、国や県、学校、児童相談所、医療機関、その他の関係機関等と連携し、それぞれが持つ知識や専門性を生かしながら、必要な支援や取組を進めることが大切であるとの考え方に基づき、必要に応じて関係機関等との連携や調整を行うことを定めています。

（こどもに関する計画の策定）

第２２条　市は、こどもの意見を聞き、こどもに関する施策の総合的な推進を図るための計画を定めます。

【解説】

・こどもに関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、こども基本法第１０条第２項の規定に基づく「市町村こども計画」を定めます。本計画を策定及び改定する際は、アンケート等で、こどもの意見を聞き、こどもの視点を取り入れつつ、こどもへのフィードバックを行います。

（普及啓発）

第２３条　市は、こどもの権利及びこどもの権利に関する施策について、こどもに分かりやすく伝え、保護者、学校等施設関係者及び市民の理解を深めるために、定期的に広報及び啓発を行います。

２　市は、前項の規定による普及啓発活動に、こどもが参加できるように努めます。

【解説】

・こどもの権利を社会全体で守っていくためには、こども自身が自分の権利を知るとともに、保護者、学校等施設関係者及び市民がこどもの権利について理解を深めることが大切であるとの考え方に基づき、大人に対しては、研修等を通じて、こどもの権利を知ってもらう機会を設けるとともに、こどもに対しては、こどもの意見も取り入れながら、イラスト等を活用し、こどもにも分かりやすい解説を加えた、こども版の条例解説リーフレット等を作成し、広報や啓発を行うこととしています。

【大人の声】

～こどもの権利を守るために大切なこと～　※条例制定に向けた主な取組（P2 参照）から

「効果的な啓発方法は、学校等での学びの機会や、こどもへの支援現場での声かけ、対話」

【条例の「施行日」について】

１９５４年に、国際連合（国連）が「世界中の子どもがしあわせに生きられるように」と考え、毎年１１月２０日を「世界子どもの日」と決めました。

そして、１９８９年の同じ日、国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。

この条例は、「世界子どもの日」及び「子どもの権利条約」が採択された日にちなみ、令和８年１１月２０日から施行するものとします。

【参考資料】

「長久手市こどもの権利条例」ができるまでの取組

令和６年度

7/10 ～9/9	**★こども会議委員の募集** 市内の小中学校、栄徳高等学校及び愛知県立長久手高等学校にて募集案内を配布。 ・対象者：小学５年生～高校生 **こども会議委員**（R7.12 月末時点）**：27 名（小学生２名、中学生 16 名、高校生９名）**
8/7	**★こどもの権利に関する研修会** 「子どもの権利と子どもの権利条例」について、関係者向けに研修会を開催 ・場所：市役所西庁舎３階　研修室 ・参加者：**83 名**（教育委員、教員、議員、市職員）
10/26 11/9	**★シール投票アンケートの実施** じどうかんまつりの会場にて「こどもの権利」に関するシール投票を実施。 ・対象者：じどうかんまつり来館者 ・場所　：北児童館、青少年児童センター ・参加件数：**177 件**（北児童館 76 件、青少年児童センター101 件）
12/1	**★「こどもの権利」に関する市民向け勉強会を開催** ・テーマ：「こどもの権利」って何だろう？ ・内容：第一部　講演 第二部　市長と講師による対談 条例制定への市長の思い、豊田市の事例等を交えて対談 ・場所：文化の家　光のホール ・参加人数：**78 名**（うち、こども会議委員１８名） ・その他：「こどもの権利について考えてみよう！」シール投票アンケートを実施。
第１回 3/28	**★第１回こども会議** ・テーマ：「こどもの権利　モヤッとさがし」 「大切な権利」「守られていないと思う権利」「守られていると思う権利」について、話し合い。 〇勉強会の振り返り 〇こどもの権利すごろく 〇こどもの権利について身近な場面で考えよう ・場所：市役所西庁舎３階　研修室 ・参加人数：こども会議委員　**20 名** アドバイザー　**2名** ファシリテーター　**7名**（大学生）

令和７年度

5/10	**★こども会議委員による「絵本の読み聞かせ」** 中央図書館のおはなし会の活動に、こども会議委員４名が参加し、「こどもの権利」に関連する絵本の読み聞かせを実施。 ・場所：中央図書館２階　AV ルーム ・参加人数：**51 名**（大人 34 名、こども 17 名）
5/7 ～6/30	**★こども WEB アンケート** 市内在住のこどもに対し、「生活」や「気持ち」に関する WEB アンケートを実施。 ・配布数：1,407 名 ※小学５年生全児童（726 名）、中学２年生全生徒（681 名） ※学校の協力により、児童生徒タブレットの活用により実施。 ・回収数：**1,139 件（回収率 81%）** ※小学５年生：510 名（70.2%）、中学２年生：629 名（92.3%）
６月 ～7 月	**★こどもの意識に関するヒアリング** 普段抱えている悩みやこどもの意見反映、こどもの権利等について、市内の施設に出向き、ヒアリングを実施。 ・対象者：**77 名** 市内児童養護施設のこども　12 名 日本語教室のこども　５名 スクールソーシャルワーカーや児童クラブスタッフ等の大人　60 名
7月	**★小学校への周知** 令和７年５月に実施したこども会議委員による「絵本の読み聞かせ」の様子を放映。
7/22 ～7/24	**★こどもインタビューin 児童館** こども会議委員（のべ１０名）が、児童館に遊びに来ているこども達に、「自分のやりたいことを応援してもらえる？」「落ち着く場所はどんなところ？」「安心できる場所はどこ？」等、「こどもの権利」に関するインタビューを実施。 ・実施日及び場所　：7/22　北児童館、西児童クラブ 7/23　上郷児童館、青少年児童センター 7/24　市が洞児童館、南児童館 ・インタビュー人数：**約 130 名**
7月	**★「こどもの権利」モヤッとさがし in 児童館** 『「こどもの権利」モヤっとさがしポスター』を児童館に掲示し、「こどもの権利」に関する「モヤっと」することについて、付箋に書いてもらい、こども及び大人から意見を募集。 ・意見数：**約 280 件**

7/17	**★第１回子ども・子育て会議** こどもの権利について、大人たちが「大切にすべきこと」「できること」は何かについて話し合い。 ・場所：市役所会議室棟２階　H 会議室 ・出席委員数：**11 名** 【子ども・子育て会議】 学識を有するもの、こどもの保護者、民生委員、子育て支援の市民団体、中学校の校長など、こどもに関わる有識者で構成する、市の付属機関の会議体。
8/7	**★こどもの権利に関する研修会** 「こどもの意見表明」について、関係者向けに研修会を開催 ・場所：市役所　保健センター3 階　会議室 ・参加者：**61 名**（教育委員、教員、議員、人権擁護委員、市職員）
第２回 8/20	**★第２回こども会議** ・テーマ：「条例の前文・ホネグミづくり」 第１回こども会議の結果に加え、児童館などで集めた他のこども達の様々な意見もふまえながら、条例の「前文」「ホネグミ」について話し合い。 〇第１回を振り返り、条例の「ホネグミ」を考えよう 〇条文の前文のアイディアを出そう！ ・場所：市役所西庁舎３階　研修室 ・参加人数：こども会議委員　**18 名** アドバイザー　**2名** ファシリテーター　**4名**（大学生）
8/28	**★ミニこども会議①** 第２回こども会議で話し合った前文のキーワードを踏まえ、さらに「前文」について考えたいと思うこども会議委員が集まり話し合い。 ・テーマ：「前文についてもっと考えよう！」 ・場所：市役所西庁舎３階　学習室１ ・参加人数：こども会議委員　**6 名** ファシリテーター　**2名**（大学生）
10/5	**★ミニこども会議②** 市民説明会に向けて、みんなに聞いてもらうための工夫について話し合い。 ・テーマ：「市民への説明会について考えよう！」 ・場所：市役所西庁舎３階　学習室１ ・参加人数：こども会議委員　**4名**
10/29	**★第２回子ども・子育て会議** これまでのこども会議で話し合った「前文」や「ホネグミ」をまとめた「（仮称）長久手市こども条例の骨子（案）」について意見聴取。 ・場所：市役所会議室棟２階　H 会議室 ・出席委員数：**10 名**

11 月	**★小中学校への周知** こども会議委員の活動の様子の動画を小中学校で放映。 ・対象：市内の全ての小中学校（約 6,500 名　内訳 児童約 4,400 人 生徒約 2,100 名）
第３回 12/7	**★第３回こども会議** ・テーマ「条例について、もっと考えよう」 第２回こども会議で考えた、（仮称）長久手市こども条例の「前文」と「ホネグミ」について、さらに考えを深めるため、話し合い。 ○条例の前文とホネグミについて考えよう！ ○市民説明会の発表にそなえよう！　など ・場所：市役所西庁舎３階　研修室 ・参加人数：こども会議委員　**11 名** アドバイザー　**２名** ファシリテーター　**５名**（大学生）
12/14	**★ミニこども会議③** 学校での啓発イベントについて話し合い ・テーマ：「学校で、こどもの権利を知ってもらうために何かしてみたい！」 ・場所：市役所西庁舎３階　講義室 ・参加人数：こども会議委員　**６名** ➡長久手小学校で、「こどもの権利」すごろく体験、南中学校で、 「こどもの権利」シール投票アンケートを実施
令和８年 1/24	**★市民説明会（中間報告）** こども会議委員が中心となり、これまでの取組や（仮称）こども条例の骨子（案）について中間報告を行った。 ・場所：市役所西庁舎３階　研修室 ・参加人数：参加者　　**３４名** こども会議委員　**１７名** アドバイザー　**２名** ファシリテーター　**４名**（大学生）
3/12	**★第３回子ども・子育て会議** 「長久手市こどもの権利条例（素案）」について意見聴取。 ・場所：市役所北庁舎　第５会議室 ・出席委員数：**10 名**
第４回 3/25	**★第４回こども会議** ・テーマ：「条例の啓発について、考えよう」 こどもの権利の啓発の方法について、アイデアを出し合いました。 〇「長久手市こどもの権利条例（素案）」について 〇「こどもの権利」の啓発方法について（グループワーク） ・場所：市役所西庁舎３階　研修室 ・参加人数：こども会議委員　**17 名** アドバイザー　**２名** ファシリテーター　**９名**（大学生）

令和８年度

4/18	**★パブリックコメント説明会の実施** ・場所：市役所西庁舎３階　学習室 ・参加人数：**７名**
4/18～ 5/18	**★パブリックコメントの実施** ・意見件数：**14 件** ・意見人数：**３人**（うち、１人は小学生）
9/29	**★長久手市議会での可決** 長久手市議会　令和８年第３回定例会 「（議案第 53 号）長久手市こどもの権利条例の制定について」 全員賛成により、可決

長久手市こどもの権利条例
【条文解説書】

（問い合わせ先）
長久手市　子ども部　子ども政策課
住所　長久手市岩作城の内６０番地１
電話　０５６１－６３－１１１１